

# 奨学金継続手続きについて



日本学生支援機構の奨学金は毎年継続手続きを行う必要があります。対象者へは12月下旬に学務システムに登録してある本人住所宛に奨学金継続手続きについて案内した書類を郵送しますので、書類の指示に従って期限内にインターネットで手続きを行ってください。これから辞退・休学・退学する場合も期限内にインターネットで手続きを行ってください。

**対象者：平成27年10月現在で奨学金を貸与中(振込中)の学部・大学院生**

※ただし、最高学年の者、緊急採用の者、留年や休学のため平成27年10月現在で奨学金が休・停止中の者及び平成27年11月以降に採用になった者は対象外です。

期限内にインターネットによる奨学金継続手続きを行わなかった場合、

4月以降の**奨学金が振り込まれない**だけでなく、**奨学生としての身分が廃止**されます！

また、期限内にインターネットによる奨学金継続手続きを行った場合でも、

**留年・卒業延期が確定・修得単位が皆無の場合**は**廃止**もしくは**停止**されます！

(注意)

- ・廃止された場合、平成28年6月頃(予定)に奨学金の返還手続きを行っていただきます。(学生の間は奨学金の返還が猶予される制度があります。)
- ・廃止された場合でも進級するなど廃止の事由が消滅すれば再度奨学金を申請することが可能です。ただし、推薦枠には限りがありますので必ず採用になる保証はありません。
- ・停止された場合、進級するなど停止の事由が消滅すれば奨学金が復活されます。(再申請の必要はありません)

平成28年1月になっても書類が届かない場合は、学生証を持参の上、学生支援課までお申し出ください。

●奨学金継続手続き入力期限：**平成28年1月20日(水)【! 厳守!】**